

自動車保管場所届出書(変更)の記載例

青森県警察

【車名】
車の製造会社名(メーカー名)を記入してください。
例としては、トヨタ、日産、三菱、ホンダ、等です。

【型式・車台番号】
※ 数字とローマ字をはっきり区別してください。次の間違いがよく見受けられます。
仔 アイ ニ セ ヲ ト ハ ビー ブイ ユー
[1とI、2とZ、8とB、VとU]などに注意してください。

【自動車の大きさ】
センチメートル単位で記入してください。

別記様式第2号(第3条関係)

自動車保管場所届出書 (新規・変更) 自動車の区分		登録・軽	
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ
トヨタ	TA-ZZE122	ZZE122-12345	長さ 436 センチメートル 幅 169 センチメートル 高さ 147 センチメートル
自動車の使用の本拠の位置		青森市新町二丁目△-△ 新町アパート102号	
自動車の保管場所の位置		青森市新町二丁目△-△ (変更前 青森市長島一丁目△-△)	
※保管場所標章番号		(軽自動車の新規届出の場合のみ記入しますので記載不要です。)	
上記の事項について届出します。			
○ 年 △ 月 □ 日			
〒 (030-0801)			
申請者 住所		青森市新町二丁目△-△ 新町アパート102号	
氏名		青森 太郎 (印) 印	
電話		(017) 777 局 1234 番	

【使用の本拠の位置】
○ 個人の場合
実際に居住する場所の住所を記入してください。
通常は、住民票の住所と同じです。
※ 原則として、勤務先は個人の使用の本拠とはなりません。
○ 法人の場合
実際に営業を行う事業所の所在地を記入してください。
本社、営業所等の所在地です。
※ 原則として、役員の自宅や社員寮等は使用の本拠とはなりません。

【保管場所の位置】
駐車場の所在地を住居表示で記入してください。

備考 1 法第5条、第13条第3項及び附則第7条の規定による届出にあっては「新規」の文字を、法第7条第1項(第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。)の規定による届出(以下「変更届出」という。)にあっては「変更」の文字を○で囲むこと。
2 自動車の区分の欄は、法第4条第1項の処分に係る自動車の届出にあっては「登録」の文字を、軽自動車である自動車の届出にあっては、「軽」の文字を○で囲むこと。
3 変更届出をする場合において、自動車の保管場所の位置欄には変更後の自動車の保管場所の位置を記入するほか、同欄括弧内に変更前の自動車の保管場所の位置を記入すること。
4 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るため特に必要であると認めるときは、所在図の提出を求めることができる。
1) 自動車の本拠の位置が、旧自動車(申請者が保有者である自動車であって申請に係るもの以外のものをいう。以下同じ。)に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。
2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき(1)に該当する場合を除く。)
5 4)に該当することにより所在図の添付を省略する場合は、※印の欄に旧自動車に標示され、又は当該届出の日前15日以内に表示されていた保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載すること。
6 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
7 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

保管場所の所有者
自己(単独)・**他人**・共有

自動車登録番号
青森500さ1234号

連絡先 青森 太郎
(☎) 090-1234-5678

【保管場所の所有者】
申請する保管場所の所有者に○をしてください。
○ 自己(単独)・・・自認書を添付
○ 他人・・・他人所有の場合は、保管場所使用承諾証明書、又は駐車場賃貸借契約書等の写しを添付
○ 共有・・・自認書のほか、共有者全員からの保管場所使用承諾書を添付

自動車を譲り受ける場合等で、ナンバー(登録番号)が分かる場合に記入してください。

【連絡先】
申請内容についてお尋ね出来る、屋間の連絡先で勤務先や、氏名、電話番号(携帯電話番号)等を記入してください。

【申請者住所・氏名】
車検証の使用者欄にあたる箇所です。
○ 個人の場合
住民票又は印鑑登録証明書に記載されている住所・氏名を記入します。
氏名欄は、記名押印又は署名のみでも可。
※ 印鑑は認印で結構です。
※ 氏名にはフリガナをつけてください。
○ 法人の場合
登記簿又は印鑑登録証明書の所在地・法人名を書き、法人代表者名を併記し、印又は代表者印を押印します。